

# 公益財団法人日本ソフトテニス連盟

## 加盟団体規程

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）定款第5条の加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本連盟定款（以下「定款」という。）第5条による加盟団体は、次のとおりとする。

1. 定款第5条第1号に定める団体（以下「都道府県連盟」という。）を別表1に定める。
2. 定款第5条第2号に定める団体（以下「中体連、高体連、学連」という。）を別表2に定める。

(地域区分)

第3条 加盟都道府県連盟の地域区分は、次のとおりとする。

地域名	都道府県名区分
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、三重、岐阜
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

### 第2章 組織

(加盟都道府県連盟の組織)

第4条 加盟都道府県連盟の組織は、都道府県内におけるソフトテニスを統轄する競技団体として適当なる組織を有しなければならない。

- 2 前項の団体名及びその役職名には、当該の都道府県名を冠しなければならない。

(中体連、高体連、学連の組織)

第5条 中体連、高体連、学連は、全国における中学生、高校生、大学生のソフトテニスを統轄する競技団体として適当なる組織を有しなければならない。

### 第3章 権 限

(評議員及び理事候補者の推薦)

第6条 加盟団体は、評議員会に対し、各団体1名の評議員候補者を推薦することができる。

- 2 地域連盟は、評議員会に対し、理事候補者を推薦することができる。  
ただし、北海道と東北をあわせて1地域とする。

(加盟団体会長会議その他)

第7条 本連盟会長は、必要と認めた場合、加盟団体会長会議を招集する。

- 2 本連盟会長は、必要と認めた場合には、事務連絡の会議を招集する。

(地域連盟)

第8条 都道府県連盟は、第3条の地域区分を単位とする連盟を結成することができる。地域連盟を結成する場合には、規約及び役員名簿を本連盟会長に届出なければならない。

### 第4章 義 務

(報告及び届出義務)

第9条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始後1ヵ月の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を、次の書類を添えて本連盟に届出なければならない。

- (1) 役員名簿
- (2) 執行機関、議決機関の議事録

第10条 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該年度の事業報告書を、次の書類を添えて本連盟に届出なければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 執行機関、議決機関の議事録
- (3) 当該団体の監事の監査報告書
- (4) その他本連盟が必要と判断した資料

第11条 加盟団体は、当該団体の役員、規程、規約及びその他既に本連盟に提出してある書類に変更があった場合には、直ちに書面をもって本連盟に届出なければならない。

(分担金)

第12条 加盟団体は、定款第7条に規定する年次分担金を、毎年7月末日までに納入しなければならない。

2. 前項の分担金の金額は、15万円とする。

## 第5章 加盟及び脱退

(加盟)

第13条 定款第5条により、新たに本連盟の加盟団体になろうとする団体は、その代表者から次の書類を本連盟会長に提出し、理事会が別に定める加盟申請審査要項に基づき、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（事務所所在地及び連絡先を明記すること）
- (2) 規約
- (3) 所属団体及び支部組織一覧表
- (4) 役員表
- (5) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- (6) その他本連盟が必要と判断した資料

2. 加盟の承認を得た団体は、直ちに定款第7条に規定する分担金を納付しなければならない。

(脱退)

第14条 定款第8条により、加盟団体が脱退しようとする場合には、次の書類を提出し、理事会及び評議員会の同意を受けなければならない。

- (1) 脱退願書
- (2) 脱退理由書

## 第6章 処分

(処分)

第15条 加盟団体が第4条、第5条の資格を失った時、第9条から第12条に定める義務を怠る等組織の管理運営に適正を欠いた時、若しくは本連盟の加盟団体として不相当と認められる時は次の処分を行うことができる。

- (1) 指導
- (2) 勧告
- (3) 資格停止
- (4) 退会

2. 前項の具体的な手続き及び内容については、理事会及び評議員会の議を経て別に定める。

## 第7章 その他

(分担金の精算)

第16条 加盟団体が前条により脱退又は退会した場合、既に納付した分担金等は、理由の如何を問わず返還しない。

また、脱退または退会前に支払の義務が生じた分担金等は直ちに納付しなければならない。

附 則

1. この規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。